

宇宙戦略基金事業における圧縮記帳等の適用について

令和8年3月30日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

宇宙戦略基金事業部

宇宙戦略基金事業のうち補助事業は、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資として、宇宙航空研究開発機構から補助対象者に対して交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

補助事業において交付される補助金のうち、その交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てるための補助金分については、他の要件も満たす場合において、圧縮記帳等の適用が認められます。なお、本補助金のうち、人件費や外注費等の経費を補填するための補助金分については、法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。

また、宇宙戦略基金事業のうち委託事業については法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。